

鹿 児 島 県 公 報

平成30年11月27日（火）第3472号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (3件) (道路維持課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 6
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 8
- 落札者等の公告 (会計課取扱い) 8

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

正 誤

- 鹿児島県公報第3467号の3（平成30年11月9日付け）の一部訂正（※） (環境林務課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第1035号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1036号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿屋市輝北町上百引字宇都1215番87から1215番95まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第1037号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
吉留クリニック	始良市蒲生町上久徳2561番地	医療法人一桜会	始良市蒲生町上久徳2561番地	吉留 大喜	平成30年10月31日	短期入所療養介護
訪問介護事業所 龍樹	曾於市末吉町諏訪方字五位塚1964番地3	社会福祉法人笠木福祉会	曾於市大隅町中之内4674番地2	中根 賢明	平成30年11月10日	訪問介護

鹿児島県告示第1038号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
LifeKeepers訪問介護事業所	始良市西餅田15-18A101	KEEP株式会社	東京都大田区多摩川1-1-1	山近 信博	平成30年10月29日	訪問介護
LifeKeepers訪問看護ステーション	始良市西餅田15-18A101	KEEP株式会社	東京都大田区多摩川1-1-1	山近 信博	平成30年10月29日	訪問看護
訪問看護ステー	志布志市志布志	医療法人SAK	志布志市志布志	安田 裕一	平成30年	訪問看護

ジョンゆう馬	町志布志1290番地1	URA	町志布志1290番地1		11月1日	
--------	-------------	-----	-------------	--	-------	--

鹿児島県告示第1039号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
吉留クリニック	始良市蒲生町上久徳2561番地	医療法人一桜会	始良市蒲生町上久徳2561番地	吉留 大喜	平成30年10月31日	介護療養施設サービス

鹿児島県告示第1040号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
吉留クリニック	始良市蒲生町上久徳2561番地	医療法人一桜会	始良市蒲生町上久徳2561番地	吉留 大喜	平成30年10月31日	介護予防短期入所療養介護

鹿児島県告示第1041号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
LifeKeepers訪問看護ステーション	始良市西餅田15-18A101	KEEP株式会社	東京都大田区多摩川1-1-1	山近 信博	平成30年10月29日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションゆう馬	志布志市志布志町志布志1290番地1	医療法人SAKURA	志布志市志布志町志布志1290番地1	安田 裕一	平成30年11月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第1042号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成30年8月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年11月27日

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
志布志飼料（株） 志布志工場 1340001015004 （志布志市）	出水運輸センター（株） 7340001011708 （出水市）	ブロイラー肥育前期用配合飼料	まるは印配合飼料赤鶏スタートC	平成 30.8	重金属－カドミウム	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料	まるは印配合飼料赤鶏仕上	30.8	重金属－カドミウム	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
九州化工（株） 鹿屋工場 5340001013870 （鹿屋市）	同左	ミネライトC	平成 30.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		クエン酸粕	30.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
九州昭和産業（株） 志布志工場 5340001014984 （志布志市）	同左	マルニ印配合飼料マーサン17	30.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料児湯プロ後期	30.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料児湯プロ仕上	30.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		マルニ印配合飼料黒さつま	30.8	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年11月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	389号	出水郡長島町山門野字壺番割4957番22地先から同町山門野字墓之元4846番地先まで	前	9.4～32.1	745.8
			後	9.6～31.6	745.8
			後	11.9～62.4	703.3

鹿児島県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年11月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	389号	出水郡長島町山門野字壱番割4957番22地先から同町山門野字墓之元4846番地先まで	平成30年11月27日

鹿児島県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年11月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	川内加治木線	始良市鍋倉字岩淵89番2地先から65番6地先まで	前	11.8～13.8	25.0
			後	11.8～18.0	25.0

鹿児島県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年11月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内加治木線	始良市鍋倉字岩淵89番2地先から65番6地先まで	平成30年11月27日

鹿児島県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年11月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	東郷山田宮之	薩摩郡さつま町虎居字東ヶ	前	5.4～38.6	391.5

城線	迫6415番4地先から同町虎居字風原6372番1地先まで	前	15.0～85.2	352.6
		後	15.0～85.2	352.6

鹿児島県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年11月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	東郷山田宮之城線	薩摩郡さつま町虎居字東ヶ迫6415番4地先から同町虎居字風原6372番1地先まで	平成30年11月27日

始良・伊佐地域振興局告示第24号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年11月27日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
保育所等訪問支援事業所ぽえむ	霧島市国分中央一丁目4番22号	社会福祉法人真奉会	霧島市隼人町内2068番地	大村 貢	平成30年10月18日	保育所等訪問支援

始良・伊佐地域振興局告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年11月27日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サンテリア愛ら	始良市蒲生町下久徳508番地1	特定非営利活動法人自立支援センター愛ら	始良市西始良四丁目15番16号	小原 康洋	平成30年10月29日	就労継続支援A型

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年11月27日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年11月27日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ与次郎
鹿児島市与次郎一丁目7番30 外
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前 (仮称)アクロスプラザ与次郎
 - イ 変更後 アクロスプラザ与次郎
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 大規模小売店舗を設置する者
 - (㊦) 変更前 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
 - (イ) 変更後 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (㊦) 変更前 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀市高木瀬町字長瀬930番地 外2社
その他未定
 - (イ) 変更後 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀市高木瀬町字長瀬930番地 外2社
株式会社ストライプインターナショナル 代表取締役 石川康晴
岡山市北区幸町2-8
株式会社まきの商店 代表取締役 牧野繁
鹿児島市東千石町15番10号
トヨタカラー鹿児島株式会社 代表取締役 中村博之
鹿児島市東郡元町15番18号
Sketchers Japan合同会社 職務執行者 デイビッド・ケイ
イチ・トダ
東京都港区東新橋一丁目5番2号
株式会社ゾフ 代表取締役 上野照博
東京都港区北青山3-6-1
株式会社精光堂 代表取締役 下満大央
始良市西餅田192-14
株式会社ジオビットモバイル 代表取締役 深田則往
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
株式会社フタタ 代表取締役 本田忠之
福岡市中央区天神三丁目1番1号
水渕電機株式会社 代表取締役 水渕大作
鹿児島市南林寺町24-20
株式会社南九州ファミリーマート 代表取締役 久保裕之
鹿児島市真砂本町3番67号
株式会社ワッツ西日本販売 代表取締役 林田邦博
大阪府中央区城見一丁目4番70号
株式会社三喜 代表取締役 八木下真司
千葉県柏市中央町2-8
株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実
東京都渋谷区神南一丁目11番5号
株式会社ブックオフ中九州 代表取締役 東春彦
熊本市中央区上通町8番14号

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成29年4月28日
- (2) 2の(2)のア 平成30年1月1日
- (3) 2の(2)のイ 平成30年10月26日

4 届出年月日

平成30年11月12日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年11月27日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年11月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランドNew出水店
出水市六月田町383番1 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年6月28日
- 3 意見の概要
当市として、意見はありません。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年11月27日

鹿児島県警察本部長 大塚尚

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 538式ほか
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
79,833,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年8月14日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第116号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年11月27日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 蒼穹のファフナー 2 A	株式会社三共	8P0651
ぱちんこ遊技機	P 女子ザジャイアント Y C	豊丸産業株式会社	8P0814
回胴式遊技機	S ボンバーパワフル 3 V	株式会社三共	8S0924

正 誤

平成30年11月9日付け鹿児島県公報第3467号の3中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	上から8行目	年1.6パーセント	年1.5パーセント